

広島大学原爆放射線医科学研究所利用細則

(平成22年9月16日研究所長決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学原爆放射線医科学研究所運営内規(平成16年4月1日研究所長決裁)第21条の規定に基づき、広島大学原爆放射線医科学研究所(以下「研究所」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第2条 研究所長は、この細則による権限の一部を他の職員に委任することができる。

(利用できる者の資格)

第3条 研究所を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 広島大学(以下「本学」という。)の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他研究所長が利用を認めた者(以下「学外利用者」という。)

2 前項各号に掲げる者のうち、研究所以外に所属する者(研究所の教員を指導教員とする学生を除く。)は、別に定める申請書を提出し、共同利用・共同研究について研究所長の承認を得なければならない。

(利用期間)

第4条 研究所の利用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(設備等の利用の申請)

第5条 研究所の設備、資料等(以下「設備等」という。)を利用しようとする者は、別に定める申請書を提出し、研究所長の許可を得るものとする。

(設備等の利用)

第6条 前条の許可を得て設備等を利用する者(以下「利用者」という。)は、許可された範囲で設備等を利用しなければならない。

2 利用者は、設備等の利用に当たっては、附属被ばく資料調査解析部及び附属放射線先端医学実験施設(以下「附属施設」という。)が定める利用上の注意事項を厳守しなければならない。

(報告等)

第7条 研究所長は、必要に応じて利用者に報告書の提出を求めることができるものとする。

2 利用者は、研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に研究所を利用した旨を明記するものとする。

3 学外利用者との共同利用・共同研究の結果生じた知的財産権の取扱いについては、広島大学共同研究取扱規則(平成18年3月14日規則第18号)に準ずるものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 利用者が、この細則に違反したとき、又は研究所の運営に重大な支障を生じさせ

たときは、研究所長は、その利用の許可を取り消し、又はその者の利用を一定期間停止することができる。

(損害の弁償)

第9条 利用者が故意又は重大な過失により、施設又は設備等を損傷又は紛失したときは、その損害を弁償するものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、設備等の利用に関し必要な事項は、当該設備等を管理する附属施設が定める。

附 則

この細則は、平成22年9月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。